

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法 務 ・ 法 人 局
法 制 文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次

規 則	ペー
○北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則……………（水産経営課）	32
告 示	
○土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の解除……………（環境政策課）	32
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………（道立病院室）	32
○知事権限に係る保安林の指定の予定……………（治山課）	33
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定……………（治山課）	33
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課）	33
○土砂災害警戒区域の指定……………（維持管理防災課）	34
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………（維持管理防災課）	36
総合振興局告示及び振興局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	37
道教育庁教育局告示	
○特定調達契約に係る入札の公告……………	38

規 則

北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成29年 1 月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第 1 号

北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

北海道漁業近代化資金利子補給規則（昭和44年北海道規則第93号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項の表第 1 号中「年1.3パーセント」を「年1.27パーセント」に、「年1.1パーセント」を「年1.07パーセント」に改め、同表第 3 号及び第 4 号中「年1.3パーセント」を「年1.27パーセント」に、「年1.1パーセント」を「年1.07パーセント」に、「年0.85パーセント」を「年0.87パーセント」に改め、同表第 5 号及び第 6 号中「年1.3パーセント」を「年1.27パーセント」に、「年1.1パーセント」を「年1.07パーセント」に改め、同表第 7 号中

「年1.3パーセント」を「年1.27パーセント」に、「年0.85パーセント」を「年0.87パーセント」に改め、同表第 8 号中「年1.3パーセント」を「年1.27パーセント」に、「年1.1パーセント」を「年1.07パーセント」に、「年0.85パーセント」を「年0.87パーセント」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の北海道漁業近代化資金利子補給規則の規定は、平成28年11月24日以後に知事が利子補給を承認した漁業近代化資金について適用し、同日前に知事が利子補給を承認した漁業近代化資金については、なお従前の例による。

告 示

北海道告示第27号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 2 項の規定により、特定物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）の指定を次のとおり解除する。

平成29年 1 月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 指定を解除する形質変更時要届出区域 平成28年北海道告示第271号により指定した区域（網走郡美幌町美禽315番 1 の一部、315番 3 の一部及び315番 4 の一部）の全部
- 2 特定有害物質の種類 鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去 土壌汚染の除去

北海道告示第28号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成29年 1 月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 落札に係る物品等の名称（1 月当たりの単価）及び数量
パーソナルコンピュータの賃貸借 17台分 一式
- 2 落札を決定した日
平成28年12月27日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 富士通リース株式会社
(2) 住 所 東京都千代田区神田練堀町 3 番地

- 4 落札金額
30,726円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成28年11月15日付け北海道告示第678号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道保健福祉部地域医療推進局道立病院室
- (2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第29号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成29年1月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 保安林予定森林の所在場所 上磯郡知内町字小谷石89の13・105・107（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、89の38
- 2 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備
- 3 指 定 施 業 要 件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島総合振興局産業振興部林務課及び知内町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第30号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成29年1月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 解除予定保安林の所在場所 三笠市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}

- 3 解 除 の 理 由 ダム用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び三笠市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第31号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成29年1月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 根室市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 岩見沢市・根室市（以上2市について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
- 根室市（次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 3 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 根室市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 干害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐は、択伐による。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 4(1) 指定施業要件変更予定保安林 根室市（次の図に示す部分に限る。）の所在場所 (2) 保安林として指定された目的 魚つき (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。 根室市（次の図に示す部分に限る。） (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 5(1) 指定施業要件変更予定保安林 夕張市（次の図に示す部分に限る。）の所在場所 (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。 夕張市（次の図に示す部分に限る。） (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係総合振興局及び振興局の産業振興部林務課並びに関係市役所に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第32号 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57	号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。 平成29年1月13日 北海道知事 高 橋 はるみ 1(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 郵便局の沢川（Ⅰ－15－0490） (2) 土砂災害警戒区域の表示 虻田郡留寿都村字登（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 2(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 岩渕の沢川（Ⅱ－15－0500） (2) 土砂災害警戒区域の表示 虻田郡留寿都村字登（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 3(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 斎藤の川（Ⅱ－15－0510） (2) 土砂災害警戒区域の表示 虻田郡留寿都村字泉川（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 4(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 北登の川（Ⅱ－15－0520） (2) 土砂災害警戒区域の表示 虻田郡留寿都村字泉川（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 5(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 大沢川（Ⅱ－15－0600） (2) 土砂災害警戒区域の表示 虻田郡留寿都村字豊岡（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 6(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 ハチノハラ川（Ⅱ－15－0700）
--	--

(2) 土砂災害警戒区域の表示 虻田郡留寿都村字向丘、字黒田（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 7(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 オクノ沢川（Ⅰ－34－0260） (2) 土砂災害警戒区域の表示 沙流郡平取町二風谷（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 8(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 ユオイ沢川（Ⅰ－34－0270） (2) 土砂災害警戒区域の表示 沙流郡平取町二風谷（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 9(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 ユーラップ小沢川（Ⅰ－34－0290） (2) 土砂災害警戒区域の表示 沙流郡平取町小平（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 10(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 吉田川（Ⅱ－34－0280） (2) 土砂災害警戒区域の表示 沙流郡平取町小平（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 11(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 ワッカクナイ川（Ⅰ－35－0920） (2) 土砂災害警戒区域の表示 様似郡様似町字鶺鴒（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 12(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号	天野の沢（Ⅰ－35－0930） (2) 土砂災害警戒区域の表示 様似郡様似町字鶺鴒（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 13(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 石橋の沢（Ⅰ－35－0940） (2) 土砂災害警戒区域の表示 様似郡様似町字鶺鴒（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 14(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 遠藤の沢（Ⅰ－35－0960） (2) 土砂災害警戒区域の表示 様似郡様似町字鶺鴒（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 15(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 星の沢（Ⅱ－35－0950） (2) 土砂災害警戒区域の表示 様似郡様似町字鶺鴒（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 16(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 刑務所裏右の沢（Ⅰ－71－1120） (2) 土砂災害警戒区域の表示 網走市三眺（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 17(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 刑務所上流沢（Ⅰ－71－1130） (2) 土砂災害警戒区域の表示 網走市三眺（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流
---	---

- 18(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
刑務所裏沢川（Ⅰ－71－1140）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
網走市三眺（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 19(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
三眺一の沢（準71－001）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
網走市三眺（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- （「次の図」は省略し、その図面を関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第33号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成29年1月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
平取川向1（Ⅰ－3－353－1993）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
沙流郡平取町小平、川向（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
平取川向2（Ⅰ－3－354－1994）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
沙流郡平取町小平、川向（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
早来東早来（Ⅱ－3－5－1178）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
勇払郡安平町東早来（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
神社西の沢（Ⅰ－35－0910）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
様似郡様似町字鶴苫（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
様似鶴苫1（Ⅰ－3－455－2095）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
様似郡様似町字鶴苫（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
様似鶴苫2（Ⅰ－3－456－2096）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
様似郡様似町字鶴苫（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号

様似鵜苫 3 (I-3-457-2097) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 様似郡様似町字鵜苫 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 様似鵜苫 4 (I-3-458-2098) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 様似郡様似町字鵜苫 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 9(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 様似鵜苫 5 (I-3-459-2099) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 様似郡様似町字鵜苫 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 10(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 様似鵜苫 6 (I-3-460-2100) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 様似郡様似町字鵜苫 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 11(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 網走三眺 1 (I-7-15-2509) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 網走市三眺 (次の図のとおり)	(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 12(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 網走三眺 3 (II-7-8-1855) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 網走市三眺 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 13(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 網走三眺 4 (III-7-3-639) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 網走市三眺 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 14(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 網走三眺 5 (III-7-4-640) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 網走市三眺 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり (「次の図」は省略し、その図面を関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。)
	総合振興局告示及び振興局告示
	北海道渡島総合振興局告示第3号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成29年 1 月13日 北海道渡島総合振興局長 三戸部 正 行 1 落札に係る物品等の名称及び数量 (1) 除雪トラック（7 t 級 4 × 4 専用型） 1 台 (2) ロータリ除雪車（2.2m／2,300 t 級） 1 台 2 落札を決定した日 平成28年12月20日 3 落札者の氏名及び住所 (1)ア 氏 名 UD トラックス北海道株式会社 イ 住 所 札幌市厚別区厚別中央 2 条 2 丁目 1 番 1 号 (2)ア 氏 名 ナラサキ産業株式会社 イ 住 所 札幌市中央区北 1 条西 7 丁目 4 落札金額 (1) 27,000,000円 (2) 30,348,000円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成28年11月 8 日付け北海道渡島総合振興局告示第130号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道渡島総合振興局函館建設管理部建設行政室建設行政課 (2) 所在地 函館市美原 4 丁目 6 番16号	ア及びイについては、それぞれの入札とする。 (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。 (3) 納 入 期 限 平成29年 4 月21日（金） (4) 契 約 期 間 ア (1)のア 平成29年 4 月24日から平成35年 3 月31日まで イ (1)のイ 平成29年 4 月24日から平成34年 3 月31日まで なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の 3 に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。 (5) 納 入 場 所 入札説明書による。 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成27年北海道告示第726号又は平成29年北海道告示第18号に規定する物品の賃貸借（電子計算機）の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。 (4) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。 (5) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 5 の 2 の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2 の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申 請 の 時 期 平成29年 1 月13日（金）から同年 2 月13日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前 9 時から午後 5 時まで イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 079－8612 旭川市永山 6 条19丁目 1 番 1 号 北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
道 教 育 庁 教 育 局 告 示	
北海道教育庁上川教育局告示第 3 号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）の適用を受ける。 平成29年 1 月13日 北海道教育庁上川教育局長 小野寺 一 郎 1 入 札 に 付 す る 事 項 (1) 調達をする物品等の名称（1 月当たりの単価）及び数量 ア 学習用システムパーソナルコンピュータの賃貸借 126台 一式 イ 学習用システムパーソナルコンピュータの賃貸借 42台 一式	

4 契約条項を示す場所

北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道上川合同庁舎3階入札室（送付による場合は、郵便番号 079-8612 旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室）

(2) 入 札 日 時 平成29年2月24日（金）午前10時（送付による場合は、同月23日（木）午後4時までに必着）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

(1) 名 称 及 び 数 量

ア パーソナルコンピューター一式購入 数量20台

イ パーソナルコンピューター一式購入 数量20台

ウ パーソナルコンピューター一式購入 数量100台

(2) 予 定 時 期

ア 平成29年9月頃

イ 平成29年12月頃

ウ 平成30年1月頃

アからウまでについてはそれぞれ入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 4に同じ。

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道教育庁上川教育局のホームページ（<http://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/kkk/nyusatujiyouhou.htm>）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入

札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(10)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名 称 北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室

(2) 所 在 地 郵便番号 079-8612 旭川市永山6条19丁目1番1号

(3) 電 話 番 号 0166-46-5862

12 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

a Lease of Personal Computer 126 1 set

b Lease of Personal Computer 42 1 set

B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., February 24, 2017

(If mailed, bids must arrive no later than 4 : 00 P.M., February 23, 2017)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Kamikawa District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Nagayama 6-jo 19-chome 1-1, Asahikawa, Hokkaido 079-8612 Japan
Phone : 0166-46-5862